

# 歴史都市における文化的景観と文化的空間の形成と災害 The Disasters and Formation of Cultural Landscape and Cultural Space in Historic Cities

益田兼房・板谷直子(牛谷直子)・李 明善・金 玖淑  
福島信夫・メンドサ島田オルガ恵子  
**Kanefusa MASUDA, Naoko ITAYA (Naoko USHITANI)**  
**Myungsun YI, Minsuk KIM, Nobuo FUKUSHIMA**  
**Olga Keiko Mendoza SHIMADA**

## 1. はじめに

本研究は、文化遺産が集積して地震火災等の災害を受けると大きな被害が予想される、日本と韓国を代表する歴史都市京都とソウルをとりあげ、そこでの文化遺産の現状と課題を「文化的景観(Cultural Landscape)」と「文化的空間(Cultural Space)」の形成の視点からとらえ、これを生かした災害への対応策を提案する。

これらの両都市は、首都としての歴史的蓄積が、ユネスコ世界遺産条約による世界遺産である種々の文化財として市内や近辺に散在し、周囲の自然環境と一体をなして一種の文化的景観(Cultural Landscape)を形成している点で共通する。また、ユネスコ無形遺産条約では、伝統的な無形の文化遺産として祭礼行事や芸能などが伝承され、その演じられる場所自体が歴史的な空間として価値を持つとき、その有形と無形が一体となった空間を文化的空間(Cultural Space)と定義して保護の対象としているが、両都市には種々の文化的空間が豊かに存在する点でも共通する。

これら木造歴史都市の文化遺産を自然災害から防御するうえで、地震火災など木造都市全体を焼き尽くす可能性のある大火はもっとも恐ろしい災害といえる。そこでは、仏教寺院などに集積する各種の文化遺産や周辺の歴史的環境などが、それ自体も文化遺産である木造の伝統的な町並みが延焼の原因となって焼失する危険性が高い。京都では、そのような大火災が頻繁に起きた歴史があり、現存する伝統的町並みもその大半は明治維新直前の元治の大火灾(1864)後の、近代になってからの建設である。伝統的という言葉は、多くの場合、近代以前に形成された様式や技術を継承していることを指している。実際の建設年代が20世紀の前半期であっても、材料や工法、技術体系などが伝統的であれば、例えば江戸時代より2階部分が高いなど、新しい時代の文化の反映があつても、それは伝統的な商家建築であり、伝統的な町並みである。

歴史的建造物や伝統的な町並みは、同じく伝統的な周辺自然環境などがあつて、景観として完結する。文化財保護法の伝統的建造物群という文化財の定義においても、周囲の環境と一体をなして価値を形成していることを条件としている。そして、木造の歴史都市における文化的景観(Cultural Landscape)と文化的空間(Cultural Space)は、前述のような都市と火災の関係から、その保護には都市計画的な観点からの防災対策が必要となる。

京都の場合、文化的景観(Cultural Landscape)としては、例えば社寺と門前の町並み、そして社寺の背後の森などの自然環境がすべて含まれた地域が、東山・北山・西山の山麓の一帯で多数想定できる。そこは、いったん地震火災が発生すれば、社寺と一体をなす伝統的な町並み部分において、効率的で一体的な防災活動が不可欠となる。現状では、この区域は、例えば世界遺産清水寺地区では、緩衝地帯(以下、バッファーゾーン)としての位置づけがされて世界遺産と一体的な保護がされている。山麓傾斜地の最上部に位置する清水寺は、地震火災発生時には、門前の町並みが、燃え上がる火災を清水寺へと運び上げる火災バーナーのような役割をすると想定される。

一方京都市内では、中心部の世界無形遺産に登録された祇園祭を行う山鉾町の一帯は、比較的に町並み景観の復旧保存の可能性の高い山鉾巡行経路である新町通などが、文化的空間(Cultural Space)としての価値評価がなされる可能性がある。新町通で後退して建設されているビルの前面空地を活用して、木造町並みを正面部分だけ再現して復旧保存した場合も、文化的空間(Cultural Space)として無形遺産条約による保護対象となるときの、大きな課題は、伝建地区と同様の地震火災に耐えられる広域消火栓システムの設置である。文化的景観(Cultural Landscape)・文化的空間(Cultural Space)の設定を考える上で、歴史都市を取り囲む自然や市街地での伝統的町並み等の文化遺産としての現状把握がまず重要である。以下に京都とソウルの事例について考察報告する。

## 2. 歴史都市京都における文化的景観の形成と災害

### (1) 文化的景観(Cultural Landscape)の定義

ユネスコの「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(以下、「世界遺産条約」)は、1972(昭和47)年ユネスコのパリ本部で開催された第17回ユネスコ総会で採択され、1975(昭和50)年に発効した。「世界遺産条約」は、人類全体にとって、貴重なかけがえのない財産である、「顕著な普遍的価値<sup>1)</sup>」を有する文化遺産及び自然遺産を認定し、損壊や滅失等の脅威から保護、保全し、公開するとともに、将来の世代に伝えていくことを目的としている<sup>2)</sup>。

世界遺産には、①「文化遺産」(記念工作物、建造物群、遺跡)および、②「自然遺産」、③「複合遺産」の3つのカテゴリーがある。世界遺産に言う「文化的景観(Cultural Landscape)」とは、文化的資産であって、「自然と人間との共同作品」に相当し、人間社会又は人間の居住地が、自然環境による物理的制約のなかで、社会的、経済的、文化的な内外の力に継続的に影響されながら、どのような進化をたどってきたのかを例証するもの、を指すとされている<sup>3)</sup>。

京都の場合、盆地周囲の山なみや河川など、千年余りの歴史的蓄積が読み取れる、自然的人文的な景観がこれに当たると考えることができるだろう。

### (2) 世界文化遺産「古都京都の文化財」の保護

世界遺産条約履行のための作業指針によれば、文化遺産が、「顕著な普遍的価値」を有するとみなされるには、当該資産が「完全性<sup>4)</sup>」及び「真正性<sup>5)</sup>」の条件についても満たしている必要があ

るとともに、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならないとされている。適切な保護管理体制とは、立法措置・規制措置・契約による保護措置、効果的な保護のための境界線の設定、管理体制、バッファーゾーンの設置等を示す。バッファーゾーンとは、資産の効果的な保護を目的として、資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網であり、遺産の直接のセッティング、重要な景色やその他資産の保護を支える重要な機能をもつ地域又は特性が含まれるべきものである。

世界文化遺産「古都京都の文化財」(京都市・宇治市・大津市)は、1994(平成6)年に世界遺産リストに登録された。登録資産(コア)である17件の社寺等の各周囲は、バッファーゾーンが設定され、景観的保護が図られている(図1、表1)。

清水寺とそのバッファーゾーンの法的状況についてみると、登録資産である清水寺は、文化財保護法に基づく国宝(本堂)、重要文化財建造物(18件)、名勝(成就院庭園)および土地指定によって保護されており、バッファーゾーンは風致地区、清水歴史的風土特別保存地区、産寧坂重要伝統的建造物群保存地区等、都市計画によって法的に保護されていることがわかる(図2、図3)。

清水寺の例に見るよう、京都盆地周辺の風致地区等は、歴史都市京都の文化的景観(Cultural Landscape)であるとともに、世界文化遺産保護のためのバッファーゾーンを多数含んでいる(図4、写真1)。

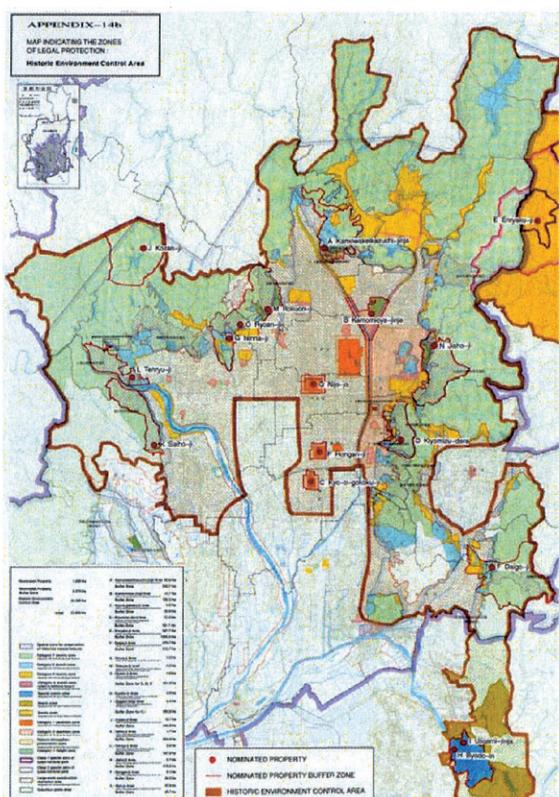


図1 「古都京都の文化財」登録区域

表1 「古都京都の文化財」登録区域の面積<sup>12)</sup>

資産名称	面積 ha	緩衝地帯面積 ha
A. 賀茂別雷神社	63.8 (ha)	242.7 (ha)
B. 賀茂御祖神社	10.7	105.3
C. 教王護国寺	8.5	22.8
D. 清水寺	12.3	161.1
E. 延暦寺	497.7	1005.0
F. 醍醐寺	378.7	218.7
G. 仁和寺	9.2	431.3 *
H. 平等院	2.0	203.8 **
I. 宇治上神社	0.3	203.8 **
J. 高山寺	15.7	444.9
K. 西芳寺	1.7	204.6
L. 天龍寺	3.0	167.0
M. 鹿苑寺	9.3	431.3 *
N. 慈照寺	5.7	318.9
O. 龍安寺	3.9	431.3 *
P. 本願寺	6.1	24.3
Q. 二条城	27.5	28.7
計	1,056 (ha)	3,579 (ha)

歴史的環境調整区域面積:23,200 (ha)

\*仁和寺、鹿苑寺、龍安寺の緩衝地帯、\*\*平等院、宇治上神社の緩衝地帯は一体化している

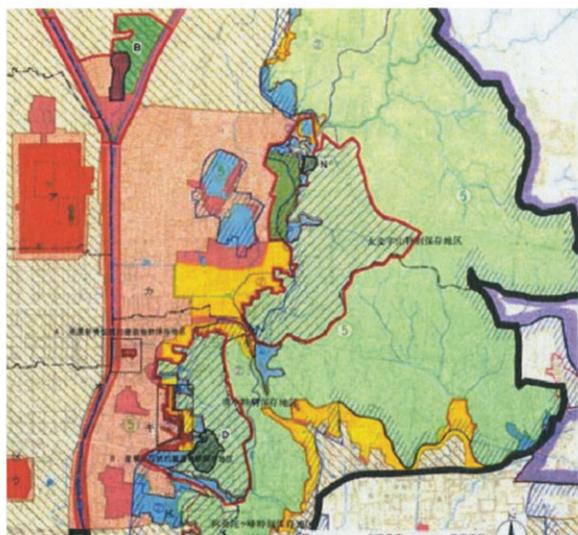


図2 清水寺バッファーゾーンの法的保護状況

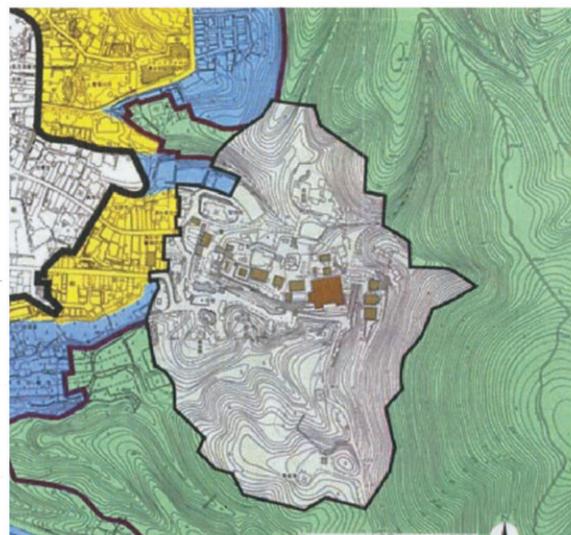


図3 清水寺資産範囲および法的保護区域



図4 音羽山清水寺略図 『都名所図会』



写真1 清水寺境内(2009年)

### (3)歴史都市京都の文化的景観(Cultural Landscape)：風致地区の形成過程

風致地区は、都市の風致を維持するため都市計画法によって定められた地域地区であり、風致地区制度は都市が発展していく時の開発と保存の調整のため、土地利用に関する全ての現状変更行為を許可に付してコントロールしようとするゾーニングの手法である。

風致地区的指定は、1919(大正 8)年に制定された、いわゆる都市計画法旧法の地域地区に基づき、1926(大正 15)年、東京の明治神宮内外苑付近の指定から開始された。京都では 1930(昭和 5)年に風致地区指定を開始した。同年に鴨川や三山等おもに山地部の名勝・景勝地を指定し、1931(昭和 6)年に相国寺・醍醐・北野・紫野等、平地部を追加した。歴史的風致を重視する京都府市民の要望を背景に実現したものである。戦後の混乱を乗り越えた 1949(昭和 24)年、戦中戦後に生じた乱伐・開墾等による風致の破壊を繰り返さないため、風致地区の追加指定を行った。また、前年に京都府が開拓事業に着手した原谷周辺等、従前の景勝地以外に身近な緑地等の指定が開始された。1960(昭和 35)年には、国立国際会議場の誘致に伴う良好な環境の保全育成のための総合的施策として、岩倉等、1967(昭和 42)年、市街化による俗化防止のために大原や鷹峯等を拡大した。高度経済成長期の混乱を経た 1996(平成 8)年、都市景観の変貌に対し景観整備を進める一環として風致地区の全面的見直しを行い、指定面積を大きく拡大した。また、2007(平成 19)年には、世界遺産周辺のバッファーゾーンの範囲を拡大し、また、建蔽率規制を行わないことを明確にした風致地区の拡大も行われた。これらを経て、京都市の風致地区は現在に至っている。京都市は、景観形成に風致地区制度を積極的に取り入れた先駆的な歴史都市である<sup>6)</sup>(図 5、表 2)。

現在、都市における風致とは、水や緑などの自然的な要素に富んだ良好な自然的景観と解釈され、緑地保全や緑化分野の施策に位置づけられているが<sup>7)</sup>、風致とは本来何を意味するものであったのか。東京では、風致地区の都市計画における意義と役割について、内務省技師であつた北村徳太郎が論じている<sup>8)</sup>。また京都では、1930(昭和 5)年の指定に際して、実務担当者であった関口勲が風致地区について紹介している<sup>9)</sup>。これらから、風致の本的な意味を探る。

最初の風致地区の指定が東京で行われたすぐ後の 1927(昭和 2)年当時、北村は、“風致とは趣きである”との認識に基づき、風致は緑地保全にとどまるものでないことを述べている。風致概念には、建築物により美的感興を湧起するところ、歴史的感興をさまざまと想起し得る素因の対象物、時代の趣味性に適応せる作為物なども含まれ、例えば、「山川草木と社寺仏閣城壁の如き各々添景となり相依り相俟ちて益々風致美を稱へなるゝ」歴史的感興を誘致するところも風致ある處としている。また、風致地区指定地として、土地の利用が風致をより招来さるる場所、例えば別荘地・高級住宅地、開放風致道路・公園緑地等、また歴史的意義のある土地をあげている。森林法の風致林は風致地区に指定すべきところに該当するが、風致の鑑賞地点はその地自体が風致を認めざる場合には地区指定は不適当であるとしながらも、明治神宮内外苑連絡道路付近地の指定の例をあげ、風致形成の可能性を示唆している。このように、初期における風致の概念は、自然だけでなく、歴史的感興や歴史的意義等の意味を含み、また、積極的に形成される物としてとらえられている。

一方京都では、関口が、京都の風景を“自然景観と文化景観との渾然たる特異の統一から成っている”との認識を示している。これはまさに文化的景観(Cultural Landscape)と同様の意味を指し示す認識である。関口は、風致の維持助長の意義を、古典的風光を維持し現代人の精神的欲求に応じる教化、山河襟帶の風景地でありながら健康状態の良好でない京都に国民保健の対策をもたらす保健、観光客誘致がもたらす経済の3つに大別し、その都市計画的意義を述べている。そして、地区選定の方針として、東山等風致の最も破壊され易い山麓部とその周辺、鴨川およびその沿岸等、風致上最も考慮を要する平地部やその周辺等を示している。風致地区では、制度開始期から土地形質の変更や建築等現状変更行為に対して制限が加えられた。この制限について関口は、風景維持のために自然を保存することは、徒に現状を墨守することではない。大切なのは、その風景の型あるいは性質等をよく理解することで、現状変更行為は四囲の風景に調和しなければならないとして、嵐山保勝会等が地元において風光名勝の保存に有意義な事業をなしている例を上げ、このような事業を後押ししていくこそ風致地区制度の目的であるとしている<sup>10)</sup>。

戦前期の京都の風致地区は、市民の支持を背景に最初の指定を行い、以来最近に至るまで補償に欠けるにも関わらず着実に拡大してきた。風致地区は、平安時代以来蓄積してきた京都の文化的景観(Cultural Landscape)を保護する政策として発展してきたといえよう。

#### (4)歴史都市京都の文化的景観(Cultural Landscape)：風致地区の現状と課題

京都市防災マップに想定される花折断層の直下型地震では、市域全体が強い震度に襲われるとされる。現状では、京都盆地全体が地震直後におきる同時多発火災で火の海になるおそれがあり、世界遺産も例外ではない(図6)。

世界遺産清水寺地区のバッファーゾーンは、風致地区の山林や、産寧坂重要伝統的建造物群保存地区等の木造の町並みで構成されている。都市火災になると、木造の町並みから延焼が拡大するおそれが多く、防災機能強化が課題である。地震火災から文化遺産と周辺地域を保護するには、電気や水道が止まっても作動する重力送水消火栓網が不可欠であろう。世界遺産周辺の風致地区内には、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づく買入れ地<sup>11)</sup>の多くが山腹に位置しており、50m以上の高度差が必要な消火用水槽の設置に適している(図7)。清水地域では、バッファーゾーン内外の木造町並みを火災から守るため、市民が操作できる広域消火栓網が整備されつつある(写真2)。

今後は、京都盆地全体規模での防災計画が必要となっている。同時多発火災対策に市民が容易に使える、広域消火栓網が不可欠となろう。歴史都市京都では、戦前からの市民の認識に支えられ、文化的景観(Cultural Landscape)が守られてきた。今後予想される災害等に鑑み、風致地区においては、景観対策にとどまらず、防災機能を果たすことが求められる。山際に所在する風致地区は、歴史都市京都の安全性向上のため、都市防災への活用等の、新たな役割が期待されよう。

表2 京都市の風致地区拡大過程<sup>13)</sup>

指定年	地区指定の特徴	指定面積(ha)
1930	山地部、鴨川	3386.9
1931	平地部、都市計画区域拡張部	4472.4
1932	船岡山の周囲	2.0
'30-'32	名勝・景勝地指定	
1949	桃山、深草、原谷周辺	529.2
1950	八瀬、鞍馬	997.7
'49-'50	身近な緑地等の指定開始	
1960	岩倉、静市、上野	1683.5
1967	大原、鷹峯光悦寺	624.0
1969	西賀茂、大原戸寺、大文字山裏側、桂川他	2715.0
'60-'69	俗化防止、緑地保全のため指定拡大	
1972	美観地区へ移行等	-75.5
1975	界線調整等	1.1
1996	全域見直し	3494.3
'96	重層的な地区指定による風致保全システム構築、良好な自然的景観の保全のための指定拡大	
2007	世界遺産の周辺で拡大、風致建蔽率規制をしない風致地区を指定	107.5
'07	世界遺産周辺での指定拡大、周辺の山並みが見える盆地景への対応	
面積計	(平成20年3月末日現在)	17938.1

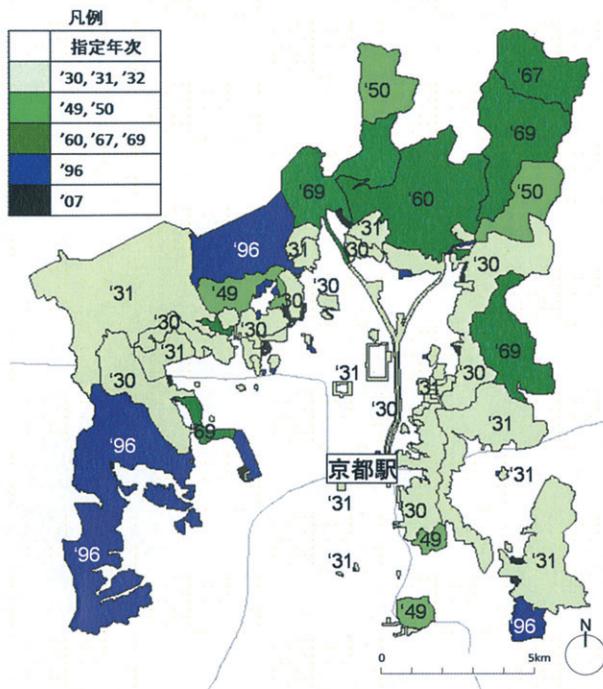


図5 京都市風致地区指定拡大変遷図

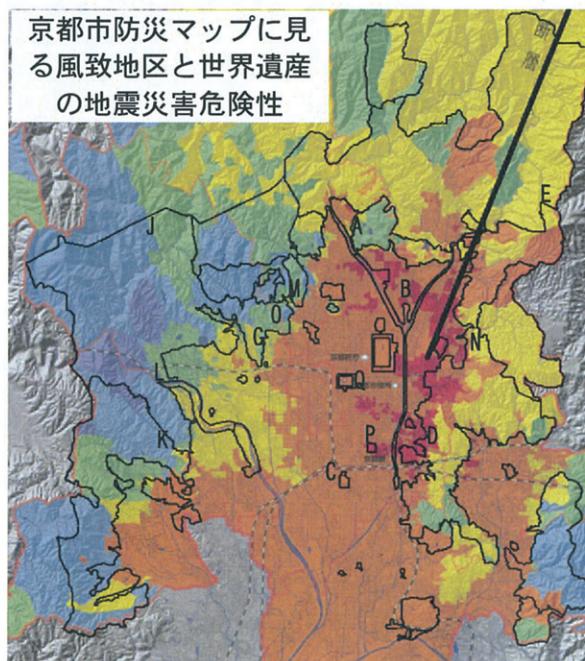


図6 京都市防災マップと風致地区<sup>15)</sup>



図7 重力送水消火システム<sup>14)</sup>



写真2 清水寺周辺地区での市民消火栓等による放水訓練

### 3. 歴史都市京都における文化的空間(Cultural Space)の形成と災害

#### (1) 文化的空間(Cultural Space)の定義

2003(平成 15)年 10 月の第 32 回ユネスコ総会において「無形文化遺産の保護に関する条約(以下、無形文化遺産保護条約)」が採択された。この条約は、締約国に対し、国内の無形文化遺産を特定し、目録を作成することを求め、ユネスコにおいて「人類の無形文化遺産の代表一覧表」及び「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」を作成すること、国際的な協力及び援助の体制の確立等、締約国がとるべき必要な措置について規定することを求めている。

この中で、無形文化遺産は以下のように定義されている。(第 2 条)無形文化遺産とは、慣習、描写、表現、知識及び技術(口承による伝統及び表現、芸能、社会的慣習・儀式及び祭礼行事、自然及び万物に関する知識及び慣習、伝統工芸技術)並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間(Cultural Space)であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。

また、文化的空間に関する教育、意識の向上及び能力形成のために、以下のことを行うことが求められている。(第 14 条)自然の空間及び記念の場所であって無形文化遺産を表現するためにその存在が必要なもの保護のための教育を促進すること。

無形文化遺産保護条約において、文化的空間(Cultural Space)とは、社会的慣習・儀式及び祭礼行事等を表現する場所としての無形文化遺産の一部であると示されている。

#### (2) 日本における文化的空間(Cultural Space)の保護

日本は、各国に先駆け無形文化遺産を保護の対象とした文化財保護法を整備している。また、1993 年に無形文化遺産保護のための信託基金をユネスコに設置、2007(平成 19)年には政府間委員国会議を東京で開催する等、当該分野で先進的である。しかし日本の文化財保護法は、文化財を「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義しており、文化的空間(Cultural Space)をもたない。有形の文化財と祭礼など無形の文化財の組み合わせには、川越市川越、香取市佐原、高岡市山町筋、高山市三町二之町大新町、竹富町竹富島など、重要伝統的建造物群保存地区とその祭礼・行事等の組み合わせで一体的に保護している事例がある<sup>16)</sup>。

2009(平成 21)年、「京都祇園祭の山鉾行事」等 13 件が、「人類の無形文化遺産の代表一覧表」に加えられた。日本からは、従前の能楽、人形淨瑠璃文楽、歌舞伎に加え 16 件が記載されることになる。しかし、「京都祇園祭の山鉾行事」についてみると、行事が行われる場所のひとつである祇園祭山鉾町は重要伝統的建造物群保存地区等に選定されてはおらず、現在のところ、文化的空間(Cultural Space)としての保護がなされる状況にはない。

### (3)京都祇園祭の山鉾行事

「京都祇園祭の山鉾行事」は、疫神怨靈を鎮める祭礼である御靈会が起源で、平安時代前期869(貞觀 11)年に全国的に疫病が流行した際、神泉苑にて営まれたことが記録に見える(『三代実録』)。応仁の乱で一時途絶えたが、乱後 33 年を経た 1500(明応 9)年に山鉾は再興された(『祇園社記』)。祭礼は、安土桃山期から江戸初期にかけて盛大となり、『洛中洛外図』に見る姿は、現在とほとんど変わらないものになっている<sup>17)</sup>。

現在巡行されている 32 基の山鉾のうち、後に再建された綾傘鉾(1979(昭和 54)年)、蟻螂山(1981(昭和 56)年)、四条傘鉾(1985(昭和 60)年)を除く 29 基は、1962(昭和 37)年に文化財保護法による重要有形民俗文化財の指定を受けている。また多くの懸装品や諸道具や古文書が、美術工芸品として指定されている。

1978(昭和 53)年には、山鉾行事が重要無形民俗文化財に指定された<sup>18)</sup>。この行事は、巡行の順番を決めるくじ取りや、山・鉾建て、宵山、32 基の山鉾による巡行など多彩な行事が行われ、それらの行事が町中(ちょうじゅう)と呼ばれる組織によって運営されているなどの特色が見られる<sup>19)</sup>。

中世以来富裕な商家が多くかつた歴史都市京都の中心部の 32 の山鉾町では、7 月 10 日頃から鉾や山が組み立てられ、7 月 17 日の朝に四条通に出揃って巡行する。現在は、まず東方八坂神社に向い、河原町で北上し、御池通で西行して、新町通を南下してから各町内に戻る。この華麗な山鉾巡行の姿は人々の憧れの的となり、競って各地の祭礼行事に模倣された極めて重要なものである。

### (4)伝統的な会所が多く所在する新町通

京都祇園祭の山鉾行事における山・鉾建て、宵山の会所飾り等がとり行われるのは、山鉾町の会所である。会所は、町もしくは山鉾保存会が所有する施設で、集会や町政事務などをを行い、かつては町用人と呼ばれる雇用人が居住していた。

宵山の会所飾りの場には、伝統的な会所、マンション等ビルに変容したもの、もともと会所を持たず個人住宅等に飾るものがある(図 8)。伝統的な会所には、会所家と土蔵、そして小規模な仏堂や社殿が建てられている。会所家には、寄合の座敷があり、祇園会の神事や会所飾りが行われる。土蔵には、町内の記録や、山鉾の懸装品などが収蔵されている。仏堂や社殿には、山鉾のご神体や、神仏が安置されている。

現在 6 基の山鉾がある新町通は、伝統的な会所が 4 町内もあり、もっとも多い(写真 3-6)。新町通には、まだ木造の町家が残っているが、非木造のビルも増えている。かつての山鉾は、周囲の整然とした木造の町並みを越えて立ち上がる高さがあったが(写真 7)、戦後の開発によりビル化が進行し、逆に見下ろされる存在となっている(写真 8)。

## (5)京都祇園祭の山鉾行事の文化的空間(Cultural Space)の形成

京都の歴史的市街地の原形である平安時代(794-1185)の平安京は東西・南北とも約 120m 間隔に区画され、当初はこれらの区画は、貴族の邸宅や官吏の住居に利用されていた。そのうち、公家たちによって地方から徵用されてきた人々が、ものづくりや商いを営む都市住民として京都に定着するようになる。平安時代末期には、年中行事絵巻にみられるような店棚のついた町家が、農家とは別の、ひとつの建築的類型として成立していたと考えられている<sup>20)</sup>。室町時代(1336-1573)には、ほぼすべての建物が間口を通りに向ける形になり、同じ通りの両側の地域が一つの地域共同体としての「町」を形成するようになる。よく知られている両側町である。一方、通りに接しない正方形の街区の中心部は空き地などになり、あまり利用されていなかつたようである。中世後期、都市住民の生活はますます豊かになり、略奪等から身を守ることが必要になった。集まって住むことで利益を共存していた都市住民は、集団で防衛するようになる。通りの両端には木戸門が立てられ、夜間は閉ざされた。両側町を貫く通りは、単に通行の用だけに供するいわゆる交通施設ではなく、町が共有するセミパブリックなオープンスペースとなっていく<sup>21)</sup>。

## (6)歴史都市の町並みと現代の都市計画の齟齬

現代の通りは、車が通行するパブリックな交通施設である。両側町の通りにあった木戸門は、明治時代に移行するとともに失われていった。祇園祭山鉾町の烏丸通りは、京都の三大事業(第二琵琶湖疏水開削、水道創設事業、道路拡幅事業)の一つである街路拡幅により、1877 年に開設された京都駅正面の行幸道路として拡幅された。御池通、堀川通は、第二次世界大戦時に、防火帯として沿道にあった家屋を強制疎開させ、広幅員道路とされた。広幅員道路の周囲は、防火地域となっている。防火地域では、階数が 3 以上であり、又は延べ面積が 100m<sup>2</sup> を超える建築物は耐火建築物とし、その他の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない<sup>22)</sup>。広幅員道路周辺以外の祇園祭山鉾町は準防火地域である。現代の日本の都市計画が求める都市像が、広幅員道路と耐火建築物で形成する火災対策を優先したものであることがわかる。

祇園祭山鉾町の用途地域は商業地域である。烏丸通りや四条通りなど広幅員道路の周辺は、建蔽率 80%、容積率 700%、広幅員道路から 30m 入った部分は、建蔽率 80%、容積率 400% である。図 9 に示すように、建築基準法では、道路から一定の距離以上セットバックし、敷地の道路側に空地を設けた場合、セットバックした距離だけ、前面道路の反対側の境界線が同様に移動したものとして道路斜線制限の緩和を受けることができる<sup>23)</sup>。祇園祭山鉾町の比較的細い街路に面する建築物は、道路境界からセットバックすることが推奨されているわけである。建築物前面に駐車スペースを設けたい建築主の要望とあいまって、道路に面して空地が広がることを、現代の都市計画は勧奨している<sup>24)</sup>。

歴史都市京都の中心部では、集まって住むことの利益を集団で防衛することで形成してきた伝統的な町並み景観と、全国一律の現代の都市計画が求める景観がパッチワークのように混在している。全国一律の現代の都市計画に伝統的な歴史都市の景観が淘汰されてしまった通りも多いが、幸いにも祇園祭山鉾町には、まだ、混在の段階で踏みとどまっている通りが残っている。

## (7)京都市の新景観ガイドライン

京都市では、2007(平成 19)年、京都らしい景観が変容し続けている状況を踏まえ、建築物の高さやデザイン、屋外広告物の規制を全市的に見直した「新景観政策」を実施した。

祇園町山鉾町は、これに基づく景観ガイドラインで「旧市街地型美観地区」と位置付けられ、伝統文化や生活文化により培われた京町家を残す趣のある旧市街地にありながら、現代の都市活動が展開しており、京町家を中心とする和風を基調とした町並みを尊重しつつ、現代建築物が共存する景観を形成することを基本方針とされている<sup>25)</sup>。

京都市の中心部分のビル建設に対する指導は、文化遺産に調和した、歴史文化を活かしたものづくりへとシフトしている。祇園祭すべての山鉾が通る新町通では、伝統的な木造の町並みの価値が再認識されているといえるであろう(図 10)。

## (8)歴史都市京都の文化的空間(Cultural Space) : 新町通の現状と課題

図 11 は、新町通四条上がる小結棚町の放下鉾と、その町会所の断面をイメージした図である。奥の土蔵には鉾の車輪などが 1 階に、見送りなどの豪華な装飾品が 2 階に収納されている。鉾建てと解体は、表の新町通に面する会所家と奥の土蔵を結ぶ、上下 2 階建ての通路により迅速に行われる。会所家の 2 階は、祇園囃子の練習場でもあり、全体が有形無形の文化遺産の継承の場となっている。小結棚町会所は、京都市指定有形文化財に指定されているが、京都祇園祭の山鉾行事が行われる新町通等は文化的空間としての保護を受けていない。祇園祭山鉾町の一帯は、有形無形の文化遺産が集積し、将来への継承のための防災対策が課題となっている。

新町通に面するビルの前には、現代の都市計画に従いセットバックし、道路と建物の間に 5~7m の前面空地を持つものが多い。ここにかつて存在した商家のミセノマ部分を木造で連続的に復元できれば、京都祇園祭の山鉾行事をかつて支えていた文化的空間(Cultural Space)を再現できるだろう。将来的に、世界無形遺産の文化的空間としての価値が確保できるような、写真資料等に基づく真正性に配慮した復元が期待される。

とはいっても、現状のビルの前面にある空地は、都市の防災安全性を確保するためのものであり、ここに木造であれ建築することは、都市計画の整合性に照らし合わせて適切とは言い難い。したがってこの場合、これに代わる安全措置が必要となろう。そこで、ここに提案するのが重力送水消火システムである。これは、地震火災に備えた消火栓スプリンクラー設備網であり、その送水源として整備される南北方向の主配管は京都中心部の重力送水消火栓配管網の中で大きな意義を持つ。

かつて存在した商家のミセノマ部分を木造で再現し、新町通全体でこのような木造町並みの復元を行うには、地震火災に備えた広域の消火栓スプリンクラー設備網が不可欠であるが、完成すれば京都の新観光名所として通年の繁盛が期待できよう。歴史都市京都の中心部に重力送水管を配管することは、水源、ルート、関係各所の合意等、課題が多い。しかし歴史都市京都の中心部の安全性向上のためにも、検討に値する提案ではないだろうか。

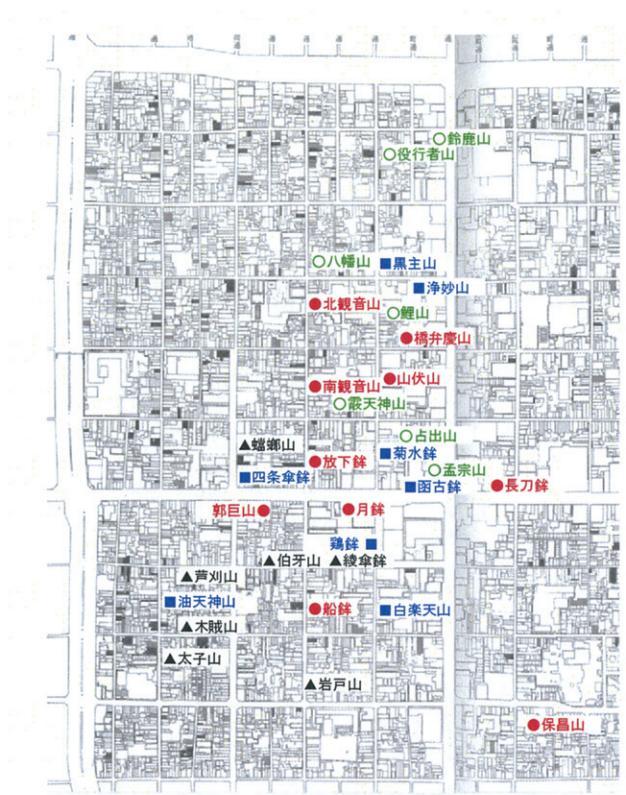


図 8 町会所の分類別分布<sup>26)</sup>

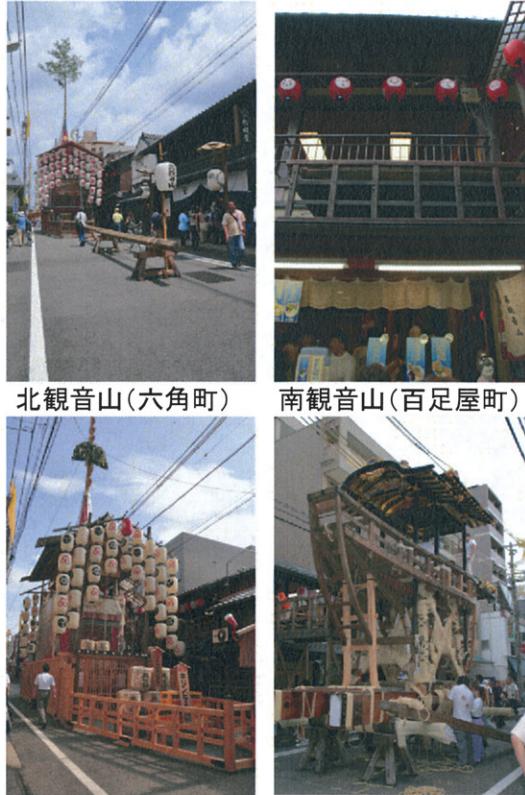


写真 3-6 新町通の伝統的な町会所と山鉾<sup>27)</sup>



写真 7 新町通と放下鉾(明治中頃)<sup>28)</sup>



写真 8 新町通と放下鉾(2009 年)<sup>29)</sup>

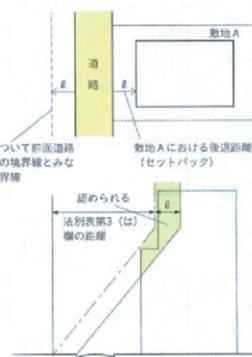


図 9 建築基準法によるセットバックの推奨<sup>29)</sup>



図 10 旧市街地美観地区の景観整備イメージ<sup>30)</sup>

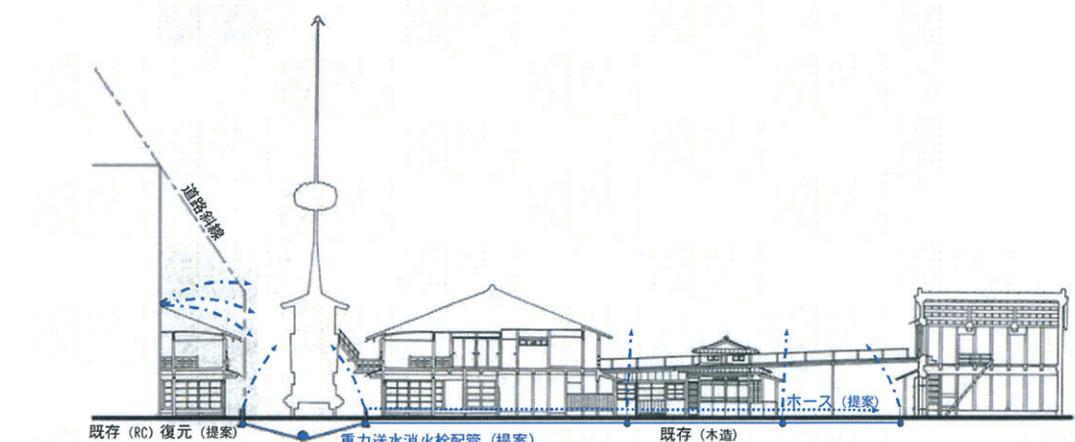


図 11 新町通の町並みの復元と重力送水消火システムの提案<sup>31)</sup>

#### 4. 歴史都市ソウルにおける文化的景観と文化的空間の形成と災害

歴史都市ソウルは、朝鮮王朝の都として14世紀から20世紀初頭まで、600年間韓半島の中心としての役割を果たした。韓国国内に登録されている8件の世界文化遺産のうち、3件がソウルに集中していることからもその歴史的価値を窺い知ることができる。すなわち、朝鮮王朝の歴代王及び王妃、功績の高い功臣の位牌を奉る儒教式祠堂施設の「宗廟」(1995年)、離宮の「昌徳宮」(1997年)、合計53基の王及び王妃の陵がソウル市内外に散在している「朝鮮王陵」(2009年)がそれである。「宗廟」と「昌徳宮」は、1931年道路建設により分断されるまでは、南北に繋がっており、さらに昌徳宮の北側には、自然地形を利用した後園が位置している。朝鮮王朝の正宮の景福宮と昌徳宮、宗廟に囲まれている一帯は、歴史都市ソウルの中心部として、その歴史的文化的価値は大である(図12参照)。また、宗廟祭礼は、毎年、季節の始まり(1月、4月、7日、10月)と5月(大祭)、宗廟にて行なわれている祭祀儀式であり、その際に披露される演奏・歌・舞踊を宗廟祭礼樂と称する。これらは「宗廟祭礼及び祭礼樂」の名称で2001年、無形文化遺産として登録されている。「朝鮮王陵」は、造営当初から王陵境内と、その周辺の緑地及び山林の保護が徹底されており、開発が加速化している現在のソウルにとっては、文化的景観形成に重要な位置を占めている。

ここでは、景福宮と昌徳宮、宗廟に囲まれており、近代以後急速な開発の波の中でも、歴史都市ソウルの中心部として、その歴史的文化的景観を維持してきた北村韓屋保存地区を歴史都市ソウルの文化的景観の事例としてあげ、その保存過程を考察する。さらに、有形無形の文化的空間として宗廟と、宗廟祭礼及び祭礼樂を挙げ、その特徴を考察する。

##### (1)歴史都市ソウルの文化的景観(Cultural Landscape):北村韓屋保存地区の形成

北村韓屋保存地区は、歴史都市ソウルの中心部、景福宮(朝鮮王朝の正宮)、昌徳宮(朝鮮王朝の離宮)間に位置する住宅地である。ソウルの吉地である両宮殿の間に位置するこの地域は、朝鮮初期(1392年)から両班の敷地が置かれて行った<sup>32)</sup>。両班とは、朝鮮時代の文官・武官で、官僚採用試験である科挙から選抜された高級官僚を指す。北村は、ソウルの北側境界のあたる北岳山(342m)と鷹峰(175m)の南麓に位置し、南側が開いた、いわゆる北高南低の地形で、さらに3つの川が北から南方向に流れしており、風水地理の観点からも優れた住環境の場所である。この美しい自然環境と宮殿などの公共機関に近い利便性から、王族、高級官僚に早くから好まれた。地形上の条件が良好な北村では、当初自然の豊かな丘陵地に上記の王族、高級官僚の屋敷が位置し、時代を経ると、川沿いに下級官僚の住宅が分布していった<sup>33)</sup>。

この地区的地籍図をみると、北から南へ流れる3本の川があり、この南北方向から川を中心

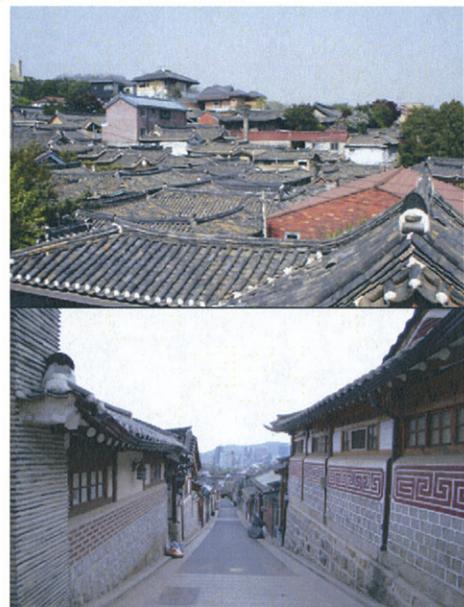


写真9、10 北山韓屋保存地区

中小規模の住宅地が細長い形態で形成されていた。これらの川<sup>34)</sup>は都城ソウルの主な水源の一つであったが、急激な人口増加により、1912年以降に伏せられ、住宅地化した。

都城ソウルの政治、行政、文化の要地であった北村は、1920年代から大きく変化を見せており。高級官僚の住まいであった広大な敷地は、50-80坪単位の住宅地に分割され、中小規模の都市型住宅、韓屋が多く建設され現在に至っている(図12、13)。つまり、現在の姿(写真9、10)は1920、30年代に主に形成されたものである。現在、北村は、行政区域上、宗路区嘉会洞、三清洞、苑西洞、斎洞一帯、645,000m<sup>2</sup>の面積に、約900棟のコ字形の伝統木造住宅が密集しており、都市計画上、一般住居地域、歴史文化美観地区、高度地区にかかっている(表3)。文化財建造物、史跡、民俗文化財、天然記念物等、合計21箇所の国市指定文化財が散在している<sup>35)</sup>。

北村の景観に関する保存の動きは、1970年代後半ソウル市における漢江以南の開発が本格化し、北村にも大規模の再開発計画が動き出し、これを懸念したソウル市が北村を民俗景観地域に指定したことから始まる。1980年代になると、民間の開発業者による再開発計画が次々と公になり、これらを懸念しソウル市は「固有の建築様式の保存及び生活環境の美観維持」のため、北村地区を美観地区に指定した。さらに、1984年はこの美観地区全域を韓屋保存地区に指定した。しかしながら、この時の規制内容は、韓屋保存を目的としながらも新築行為に対する強い規制が主なものであり、本来の目的である韓屋保存は、その修理行為も停滞していき、韓屋の老朽化が進む結果となった。地域住民の合意を得られないまま、ソウル市による韓屋保存のための強い規制が行われ、地域住民の不満だけではなく、韓屋の老朽化、生活環境の悪化を招き、地区の安全性も問題視されるようになった。結局、規制緩和の方針が検討され、1991年韓屋保存地区指定が解除された。その後、美観地区における敷地面積の制限及び新築行為の審査が廃止されたのである。

## (2)歴史都市ソウルの文化的景観(Cultural Landscape):北村韓屋保存地区の現状と課題

ソウル市により実施された北村保存事業(2001~2006)は、韓屋が密集している北村の歴史的価値を認識した上で、地域住民の生活環境に配慮した環境整備事業と韓屋保存事業を、両方進めることが目的である。そのなかで、韓屋保存事業として最も骨格となっているのは、韓屋登録制度である。これは、韓屋を保存する意思のある所有者に対する登録制の助成施策である。

登録された韓屋については、費用支援(新築及

び修理費用の一部支援)、環境改善(公共駐車場、公園、共同浄化槽建設)、制度的支援(建築規制緩和、税制減免)の3つの方面から支援を行う。新築及び修理費用の支援対象は、塀・外壁・屋根・大門・窓などの通りから見える景観要素とし、地区全体の歴史的景観の調和に最も注意



写真11 北村地区の消火栓設備(左)

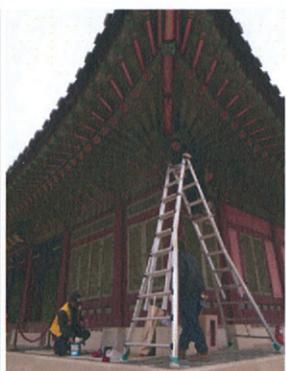


写真12 炎感知器設置(右)

を払っている。さらにソウル市は、韓屋保修条例及び施行規則を制定し修理基準及び内容を明文化するなど地域住民の理解を得る努力を行っている。現在韓国では、2008年2月発生した南大門放火焼損事件を受け、主に火災に対する予知、初期消火対策が設備拡充を中心に行なわれている。ソウル市内の宮殿内の歴史的建造物における防火対策として、消火栓設置、火災感知器設置、重要文化財建造物に対する微噴霧水消火設備設置を行なっている(写真 11,12)。建造物個別の対策が施されている現状であるが、今後は延焼防止のための地域防災計画、急増している観光客を対象とする災害時避難経路確保、動産文化財搬出計画も策定する必要がある。

### (3)歴史都市ソウルの文化的空間(Cultural Space) :「宗廟」と「宗廟祭礼及び祭礼楽」

世界文化遺産「宗廟」は歴代の王及び王妃、功臣の位牌を奉る儒教式祠堂で、朝鮮王朝の国家儀礼の場として最も格調高い施設である。1392年創建当時、正殿5間、寧靈殿6間の建物が増築を重ね、現在正殿19間、永寧殿16間規模に至っており、合計83の神位が奉安されている(写真 14)。約56,503坪の境内には正殿、永寧殿の他に祭祀の器物、お供え物などを準備する建物、神官及び王の待機室など、神官、王、臣下、楽師など、儀礼に関わる人々の動線が分かれて関連建物が配置されている建築的特徴を持つ<sup>37)</sup>。宗廟は、その場で行なわれる儀式が継承されていることからその歴史的文化的価値が高く評価され、2001年に「宗廟祭礼及び祭礼楽」が世界無形遺産に登載された(写真 15)。

宗廟祭礼は、王の御駕行列が景福宮を出宮する段階から始まっており、現在の光化門→世宗路→光化門4路→宗路1街→宗路2街→宗路3街ロータリーを経て宗廟にたどり着く(写真 13)。宗廟境内では、神様を迎える、楽しませる、送る、13の儀礼段階に分かれており、其々の段階で演奏される音楽と舞踊の種類が決まっている。景福宮を出宮し宗廟に至るまでの行列服装は文献考証により再現されているが、通りは現代ソウルの中心部にあたりビジネス街に様変わりしている。だからこそ、宗廟境内にておこなわれている祭礼及び祭礼楽は、宗廟の場所性を確認させる行為として空間とセットで継承する必要がある。前述したように、ソウルにおいては、都心部内の宮殿、宗廟を筆頭に各文化財建造物に対する火災対策として、炎感知器を始め消火栓整備工事に着手されている。宗廟の場合、度重なる増築の結果細長い木造建造物が数多く配置されており、火災が起きた場合の燃え広がる可能性の想定、消防車の接近経路確保などが検討されるべきであろう。さらに、将来において世界遺産「昌徳宮」との連結が構想されることから、昌徳宮境内を含む広範囲の火災対策の策定が望まれる。



写真 13 宗廟に向かう御駕行列



写真 14 宗廟正殿



写真 15 宗廟祭礼樂

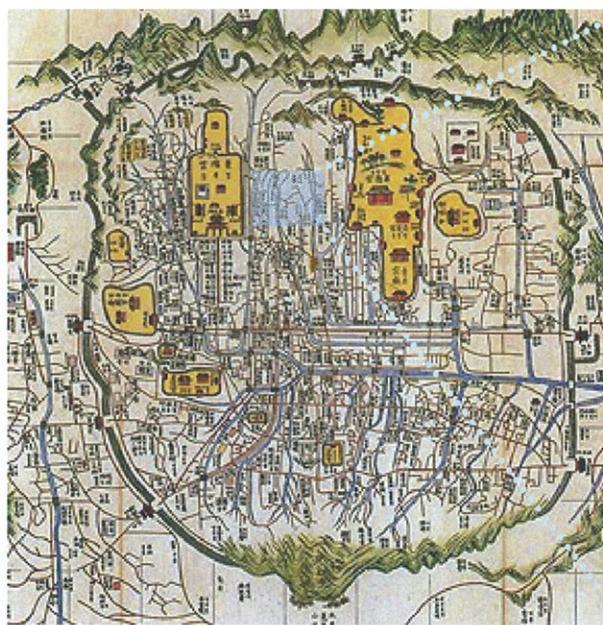


図 12 漢城府地図\*(1901 年、水色部分が北村)

\* 国土地理情報院所蔵資料

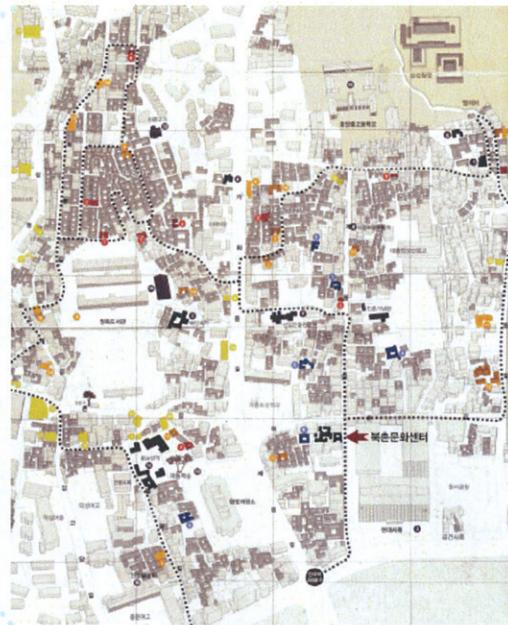


図 13 北村韓屋保存地区(現況)

表 3 北村地区に適用された制度と主な規制内容<sup>36)</sup>

区分	年度	制度名	根拠法	主な規制内容
歴史性 認識期	1976. 12	民俗景観地域		規制項目なし
	1977. 10	最高高度地区	都市計画法	最高高さ 10m (慶福宮近隣地区のみ)
規制による保全期	1983. 7	美観地区	都市計画法 建築条例	新築行為について 2-4 層可能、敷地面積最小限度 200m <sup>2</sup> 、色彩及び形態については建築審査
	1984. 4	韓屋保存地区	建築法 (建築条例)	住宅:1 階以下、共同住宅:2 階以下、商業用:3 階以下、建物高さ 10m 以下、韓屋様式必要
規制緩和の時期	1991. 6	美観地区	建築法 (建築条例)	一般基準:建物高さ 10m 以下、用途別階数規制の撤廃 特別基準:中央路沿道敷地は、最高 13m 以下、4 階以下 住商混在地区:建物高さ 13m 以下、4 階まで
	1994. 8	美観地区	建築法 (建築条例)	一般基準:建物高さは 16m(4 階)以下、幅 20m 以上の場合沿道敷地は 5 階以下 特別基準:幅 6m 未満道路に接する敷地は延べ床面積 300m <sup>2</sup> 以上非居住用途の建築禁止
	1999. 2	美観地区	建築法 (建築条例)	建築審査の廃止
選択的な保全時期	2000. 4	法改正対応	建築法 建築条例	美観地区的都市計画条例制定まで建築行為停止
	2000. 7	歴史文化美観地区	都市計画法	都市計画法の改正によって美観地区的名称変更
	2001. 1	韓屋登録制	市条例	登録制度及び韓屋改修に対する支援条件設定
	2002. 5	韓屋登録制	市条例	登録韓屋に対する支援及び規制

## 5. 結びにかえて

「歴史都市における文化的景観と文化的空間の形成と災害」は、立命館大学学術フロンティア推進事業「文化遺産と芸術作品を自然災害から防御するための学理の構築」の文化遺産・芸術作品防災プロジェクトによる2006年度から2009年度の研究を報告したものである。研究は、2006年度に益田兼房が提起した問題意識をもとに、以下のように進めた。

### 歴史都市京都の文化的景観(Cultural Landscape)の形成と災害

- ・2007年度:「歴史都市の風致地区制度にみる『文化的景観』の現状と課題」福島信夫、板谷直子(牛谷直子)、李明善、益田兼房
- ・2008年度:「京都市における風致地区指定の変遷に関する研究—風致地区が歴史都市京都の保全に果たした役割—(都市計画論文集掲載論文再録)」福島信夫、板谷直子(牛谷直子)、李明善、益田兼房、山崎正史

### 歴史都市京都の文化的空間(Cultural Space)の形成と災害

- ・2006年度:「京都の歴史的市街地祇園祭山鉾町の文化的空間の現状と課題」板谷直子(牛谷直子)
  - ・2008年度:「祇園祭山鉾町のオープンスペースからみた歴史的市街地の空間構造の特性」板谷直子(牛谷直子)
- 「韓国の歴史都市における文化的景観と文化的空間」
- ・2006年度:「韓国の歴史都市における景観保存および防災に関する情報の収集」李明善
  - ・2008年度:「景観保存制度にみる韓国の歴史的景観保存の現状と課題」李明善、金玟淑

これらの研究をもとに、一部は再録しつつ、新たな知見および益田兼房、メンドサ島田オルガ恵子、金玟淑の提案を加え、本研究の最終報告とした。執筆は、以下のように分担した。

### 第1章 益田兼房、第2章・第3章 板谷直子(牛谷直子)、第4章 李明善

国際的には「文化的景観(Cultural Landscape)」は「世界遺産条約」が示す世界遺産のカテゴリーのひとつであり、「文化的空間(Cultural Space)」は「無形文化遺産保護条約」によって祭礼や儀式など無形の文化を表現する場所として無形文化遺産の一部とされている。これらの概念が、歴史都市の文化遺産と芸術作品を自然災害から防御することに資することを願っている。

### 謝辞

本報告書の韓国事例調査に当たって慶州大学校の趙庸棋教授、ソウル市役所の安仁香研究員にご協力いただいた。なお、本報告書に同掲されているポスターおよび本報告書の図版作成等に、立命館大学博士後期課程メンドサ島田オルガ恵子さんに尽力いただいた。記して感謝申し上げる。

## 補注および参考文献

- 1) 「顕著な普遍的価値」:国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び、または自然的な価値
- 2) 世界遺産条約履行のための作業指針 I .B 世界遺産条約
- 3) 世界遺産条約履行のための作業指針 II .A 世界遺産の定義
- 4) 「完全性」評価の条件:a) 顕著な普遍的価値が發揮されるのに必要な要素がすべて含まれているか。b) 当該資産の重要性を示す特徴を不足なく代表するために適切な大きさが確保されているか。c) 開発及び/又は管理放棄による負の影響を受けているか。
- 5) 「真正性」の条件:①形状、意匠 ②材料、材質 ③用途、機能 ④伝統、技能、管理体制 ⑤位置、セッティング ⑥言語その他の無形遺産 ⑦精神、感性 ⑧その他の内部要素、外部要素
- 6) 「京都市における風致地区指定の変遷に関する研究－風致地区が歴史都市京都の保全に果たした役割－」,福島信夫・板谷直子(牛谷直子)・李 明善・益田兼房・山崎正史、日本都市計画学会、都市計画論文集、No.43-3、pp.667-672、2008
- 7) 国土交通省 都市・地域整備局公園緑地課 HP 緑地保全・緑化 風致地区制度
- 8) 北村徳太郎「風致地区について(其の一)」都市公論、Vol.10、No.4 (1927) pp. 2-13
- 9) 関口 勲「京都都市計画風致地区に就いて」都市公論、Vol.13、No.7 (1930) pp. 107-117
- 10) 関口 勲「風致地区に就いて」京都府冊子、1934
- 11) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、第 11 条、土地の買入れ
- 12) 「世界遺産一覧表記載推薦書 日本/古都京都の文化財」日本国政府文化庁、1993
- 13) 「京都市の風致地区拡大過程」福島信夫作成
- 14) 「重力送水消防システム図」立命館大学 G-COE 大窪健之教授作成
- 15) 「京都市防災マップ」京都市消防局
- 16) 「文化財の総合的な保存・活用をめざして」文化庁文化財部、月刊文化財 No.544、pp24-27、2009
- 17) 谷 直樹・増井正哉『まち祇園祭すまい』思文閣出版、pp75-80、1994 年
- 18) 板谷直子(牛谷直子)「京都の歴史的市街地祇園祭山鉾町の文化的空間の現状と課題」学術フロンティア 2006 年度末報告書、pp84-89、2007
- 19) 文化庁報道発表資料  
[http://www.bunka.go.jp/kokusaibunka/bunkazaihogo/pdf/mukei\\_unesco.pdf](http://www.bunka.go.jp/kokusaibunka/bunkazaihogo/pdf/mukei_unesco.pdf)
- 20) 伊藤ていじ「室町時代の町屋」『中世住居史』東京大学出版会、pp175-179、1958
- 21) 板谷直子(牛谷直子)「祇園祭山鉾町のオープンスペースからみた歴史的市街地の空間構造の特性」学術フロンティア 2008 年度末報告書、pp86-92、2008
- 22) 建築基準法 第 61 条
- 23) 建築基準法 第 56 条

- 24) 板谷直子(牛谷直子)「祇園祭山鉾町のオープンスペースからみた歴史的市街地の空間構造の特性」学術フロンティア 2008 年度末報告書、pp86-92、2008
- 25) 京都市都市計画局「京の景観ガイドライン」
- 26) 板谷直子(牛谷直子)「京都の歴史的市街地祇園祭山鉾町の文化的空間の現状と課題」学術フロンティア 2006 年度末報告書、pp84-89、2007
- 27) 南觀音山 2006 年板谷撮影、北觀音山・放下鉾・船鉾 2009 年島田ら撮影
- 28) 谷直樹・増井昌哉「まち祇園祭すまい 都市祭礼の現代」思文閣出版、p14、1994
- 29) 「建築申請 memo」新日本法規出版株式会社
- 30) 京都市都市計画局「京の景観ガイドライン」
- 31) 「新町通放下鉾の町並み復元図」『まち祇園祭すまい 都市祭礼の現代』より板谷直子作成
- 32) 李ドング・金聖雨「朝鮮時代漢陽の北村地域の都市計画に関する研究」『大韓建築学会学術発表論文集』第 9 卷 1 号、p204、1989
- 33) チョジョンボム・崔チャンファン「分合筆からみるソウル北村都市組織の研究に関する研究」『大韓建築学会学術発表論文集』第 19 卷 2 号、p128-129、2003
- 34) 1912 年発行の地籍図には川の存在が確認できる。ソウル市『北村整備基本計画』p19、2001  
参照
- 35) 北村韓屋村  
[http://www.visitseoul.net/visit2006/article/article\\_view.jsp?seq=868&page=1&strCH=theme|rcity|bukchonc](http://www.visitseoul.net/visit2006/article/article_view.jsp?seq=868&page=1&strCH=theme|rcity|bukchonc)
- 36) 権泰穆・小浦久子「都心住宅地における歴史的環境の保全施策と居住者の環境評価に関する研究—韓屋・ソウル北村地域の都市型韓屋を事例にして」『日本建築学会計画系論文集』第 598 号、2005 年 12 月、pp95-100 表 1 引用
- 37) ユ・ビヨンフン『宗廟道の建築特性考察』東国大学校産業技術研究院、1999